

柴又地区震災復興まちづくり訓練 ガイダンス ～事前復興まちづくりについて学ぶ～

令和6年8月10(土)14:00～16:30

開会

- (1) 発災からの避難・生活再開に向けて
- (2) 復興のイメージづくり(DVD上映)
- (3) 事前復興まちづくり訓練とは
～首都直下地震、どこよりも早く復興するために～
- (4) 今後の予定
- (5) 解説

閉会

(1)発災からの 避難・生活再開に向けて

葛飾区 地域振興部 危機管理課 訓練係

(1)-1

本日お話しすること

1. 葛飾区の被害想定
2. 発災から避難
3. 避難生活から復興に向けて

(1)-2

1. 葛飾区の被害想定

(1)-3

首都直下地震等による被害想定

首都直下地震等による東京の被害
想定（平成24年公表）

南海トラフ巨大地震等による東
京の被害想定（平成25年公表）

10年ぶりの見直し



東京都の新たな被害想定

令和4（2022年）年5月25日

(1)-4

葛飾区の被害想定

冬の夕方18時 風速8m/sの場合

（焼失棟数には倒壊棟数を含まない）

想定地震		平成24年公表	令和4年公表	23区全体（令和4年）
		東京湾北部地震	都心南部直下地震	
建物被害	全壊棟数	7,446棟	4,589棟	77,031棟
	出火件数	43件	31件	533件
火災被害	焼失棟数	10,362棟	5,137棟	103,282棟
	死者数	500人	283人	5,722人
人的被害	負傷者数	5,515人	3,439人	84,965人
	停電率	24.5%	15.6%	16.3%
ライフライン被害	固定電話不通率	10.9%	5.5%	5.0%
	ガス供給停止率	67.0%	5.6%	31.2%
	断水率	71.2%	61.1%	34.1%
	下水道被害率	29.7%	7.0%	5.4%
避難者数		200,970人	169,051人	2,719,909人
帰宅困難者数		70,560人	31,738人	3,675,733人
自力脱出困難者数		2,113人	1,239人	29,429人

出典：東京都防災会議「首都直下地震等による東京の被害想定」令和4（2022年）年5月25日 (1)-5

ライフライン・インフラ 復旧時期の目安

- 電気・・・1週間程度 
- 都市ガス・・・1～2か月程度 
- 上水道・・・1か月以上 
- 下水道・・・1か月以上 
- ◆ 通信・・・2週間程度 
- ◆ 鉄道・・・1か月以上 
- ◆ 道路・・・1週間程度 

(1)-6

柴又地区総合危険度



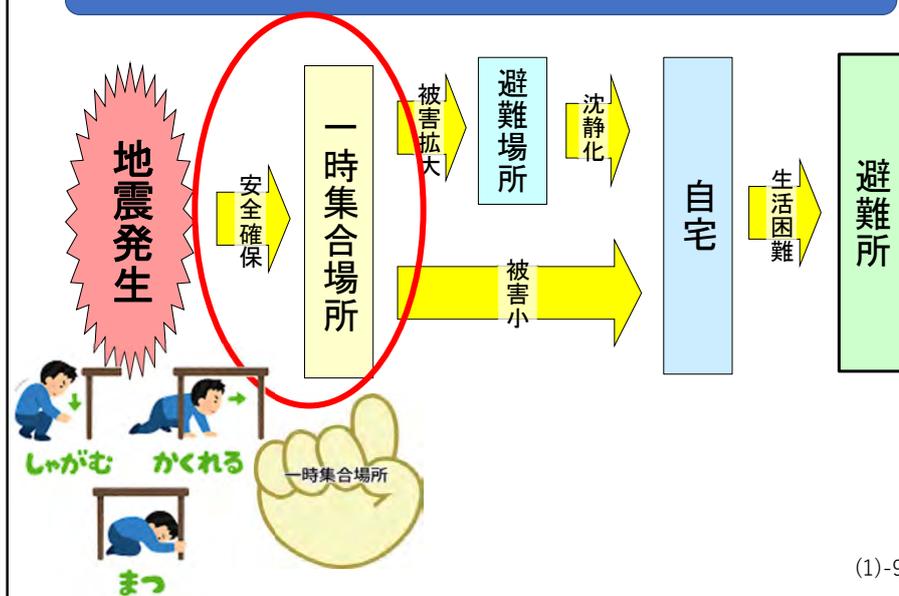
出典：葛飾区自治町会 地域防災マニュアル 地震編・水害編(2023.3月改定)
東京都「地震に関する地域危険度測定調査報告書(第9回)」(令和4年9月)

(1)-7

2. 発災から避難

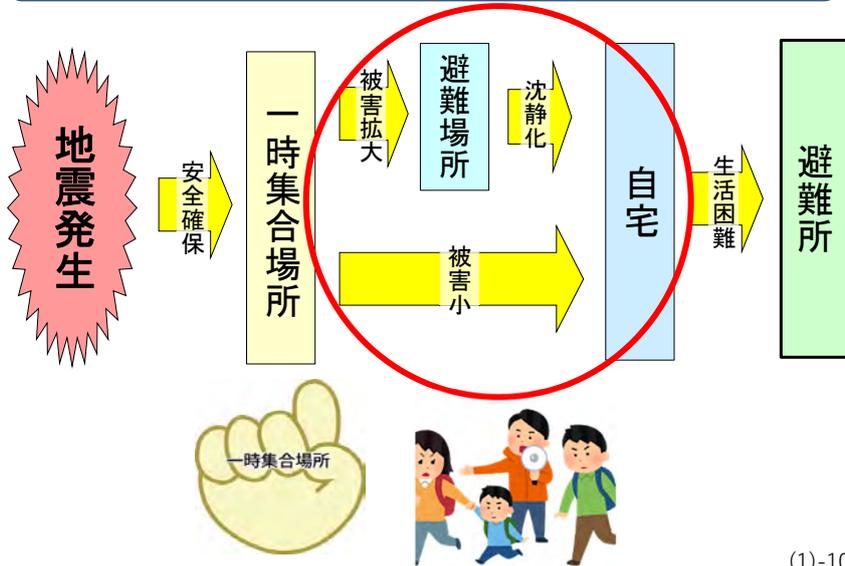
(1)-8

地震（災害）が発生したら！

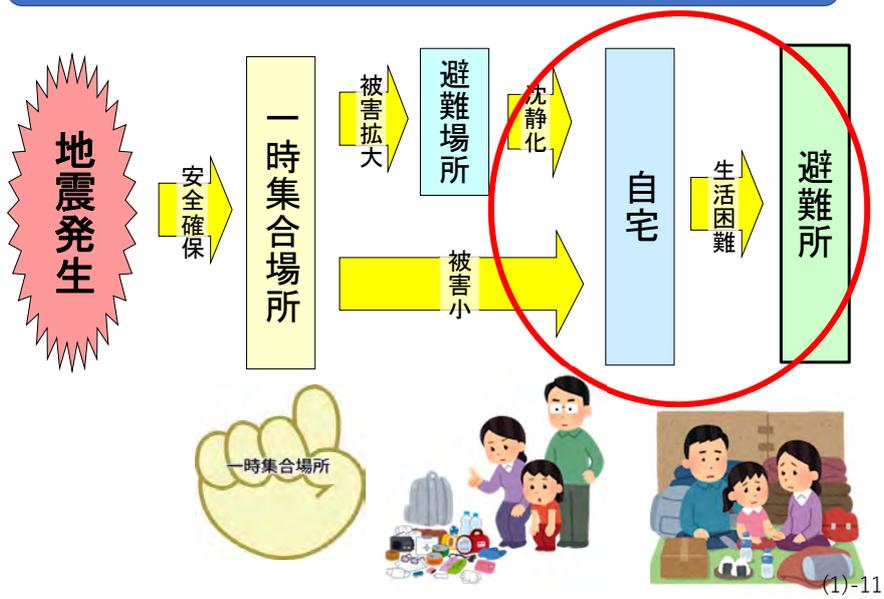


(1)-9

地震（災害）が発生したら！



地震（災害）が発生したら！



3. 避難生活から復興に向けて

(1)-12

避難所



- ・ 災害により自宅が倒壊・焼失した方が、次の生活場所が見つかるまで、一時的に生活をする場所
- ・ 在宅避難をしている方へ、物資や水、情報等を提供する生活拠点としての役割

(1)-13

自宅での備蓄

- 物流が回復して、生活必需品等が入手しやすくなるのは発災からおよそ **1週間** . . .

- 飲料水や食糧は**最低でも3日分**、できれば**1週間分**を備蓄しておきましょう！

- **生理用品や簡易トイレ**など、自分が生活をするために必要な物も多めに備蓄しておきましょう！



(1)-14

応急復旧期からの動き

避難所生活から仮住まい生活に移る

①区民の動き

- ・ 罹災証明書の取得 ・ 住宅の応急修繕
- ・ 被災者支援連絡会の活動 ・ 復興まちづくり等の検討



②区の動き

- ・ 地域で復興まちづくり計画作成
- ・ 罹災証明書の発行



(1)-15

最後に

- 発災後の対応については、「自分の生命を自分で守る」**自助**と「自分たちのまちは自分たちで守る」**共助**の理念が重要。
- 復興は**自助・共助・公助**が相互に連携する必要があります。
- これから復興やまちづくりの体制づくりを皆さまと一緒に考えていきましょう。



(1)-16

(2)復興の流れをイメージ(DVD上映)

(3)事前復興まちづくり訓練とは
～首都直下地震、どこよりも早く
復興するために～

東京都立大学 中林 一樹 名誉教授

葛飾区・柴又地区 復興まちづくり訓練2024
第0回 復興まちづくり訓練ガイダンス

事前復興まちづくり訓練とは
～首都直下地震、どこよりも早く復興するために～

2024年8月10日

東京都立大学・首都大学東京／名誉教授
葛飾区・都市計画審議会／会長

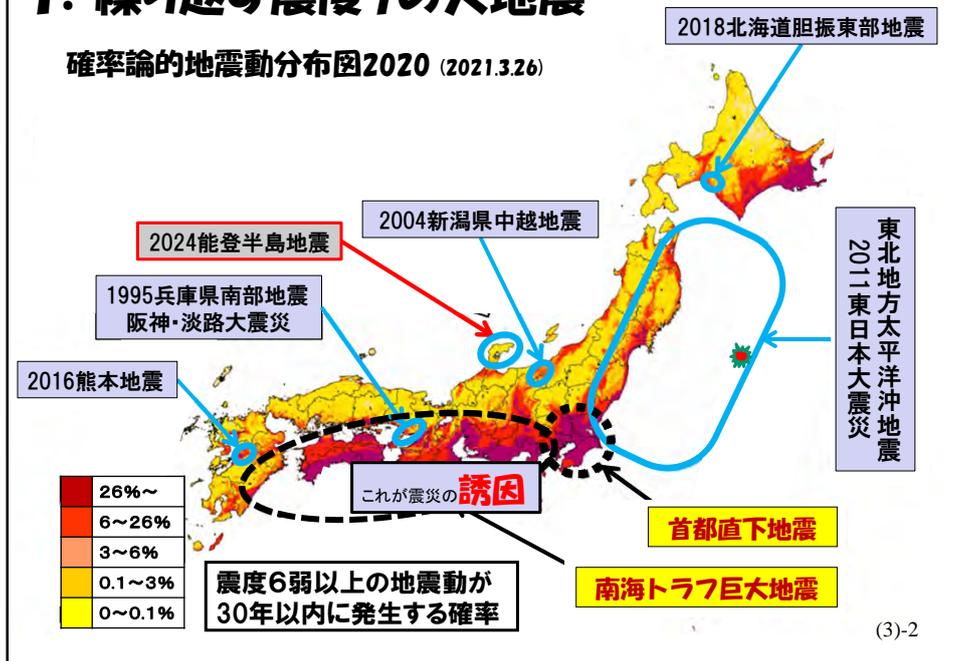
なかばやし いつき

中林一樹

(3)-1

1. 繰り返す震度7の大地震

確率論的地震動分布図2020 (2021.3.26)



(3)-2

復興が課題となる「最大震度7」の6大震災

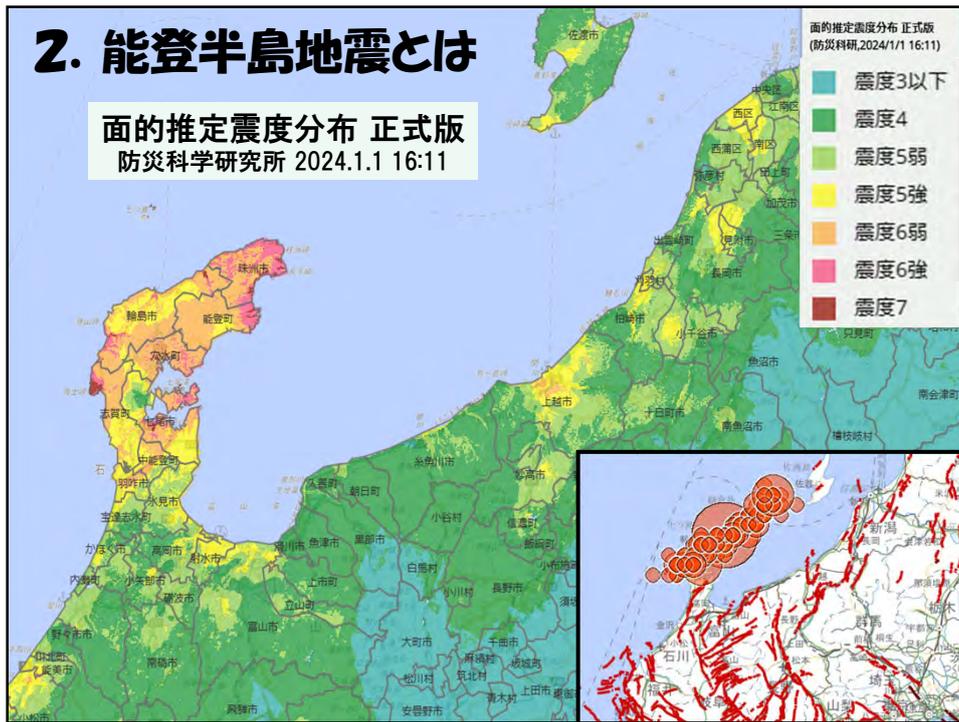
	阪神・淡路	中越	東日本	熊本	北海道	能登半島
本震発生	1995.1.17	2004.10.2 3	2011.3.11	2016.4.16	2018.9.6	2024.1.1
本震のM	M7.3	M6.8	M9.0	M7.3	M6.7	M7.6
最大震度	震度7	震度7	震度7	震度7×2	震度7	震度7
全壊全焼	111,941	3,184	122,039	8,667	469	8,391棟
火災件数	285件/7100	6件/10?	330件/?	15件/1	—	17件/約300
半壊	144,274	13,810	285,188	34,833	1,660	21,383棟
直接死者	5,502	16	18,523	50	41	232人
関連死者	919	52	3,802	226	2	70人
負傷者	43,792	4,805	6,242	2,809	782	約1,326人

☆「東北地方太平洋沖地震(総務省消防庁第163報:2023.3.9)」、「東日本大震災における震災関連死の死者数(復興庁:2023年3月31日)」、「熊本地方を震源とする地震(総務省消防庁第121報:2019.4.12)」、「北海道胆振東部地震(北海道庁第121報:2022.9.5)」、「令和6年能登半島地震(総務省消防庁第106報:2024.7.9.14:00)/石川県第144報2024.7.9.14:00)

(3)-3

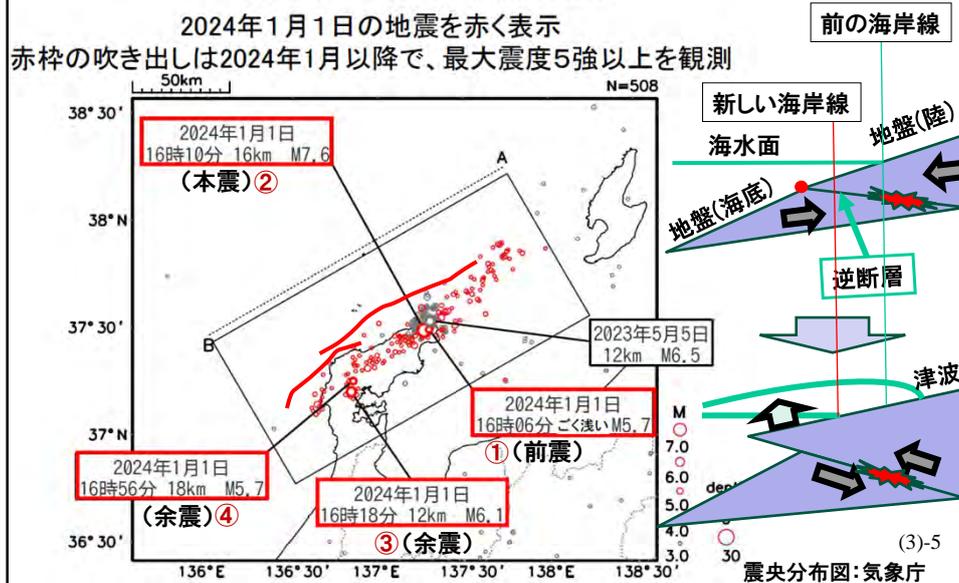
2. 能登半島地震とは

面的推定震度分布 正式版
防災科学研究所 2024.1.1 16:11



能登半島における群発する地震の震央分布図 (2020年12月1日～2024年1月1日19時50分、 深さ0～30km、M3.0以上)

2024年1月1日の地震を赤く表示
赤枠の吹き出しは2024年1月以降で、最大震度5強以上を観測



能登半島の隆起

3000～4000年に一度の地殻変動

輪島市鹿磯漁港岸壁の隆起量
3.8～3.9mの隆起
 (産業総合研究所・現地調査)



珠洲市長橋
 漁港は、隆起
 により港内の
 海底が陸化
 し船溜まりと
 岸壁が使用
 不能となった

(3)-6

珠洲・読売新聞・国際航業



逆断層の先端
 から奥(南側)に
 離れている珠洲
 も、わずかに隆
 起しているが、
 直接、海岸から
 や、川に逆流し
 て堤防を越え、
 津波が市街地
 を破壊した。

逆断層の上部の先
 端にある輪島(半島
 北部)では隆起で、
 漁港の港内が隆起
 し、外洋の磯場(藻
 場)も隆起。
 隆起が防潮効果も
 たたらし、陸揚げ
 の船舶に被災なし。



(3)-7

輪島・読売新聞・国際航業



輪島・朝市通り地区の火災

- ・ 出火時間 1月1日18時頃
(地震約2時間後・出火原因不詳)
- ・ 焼失区域面積 約4.8ha
- ・ 焼失建物棟数 約300棟
(強風下ではなかったが延焼拡大)



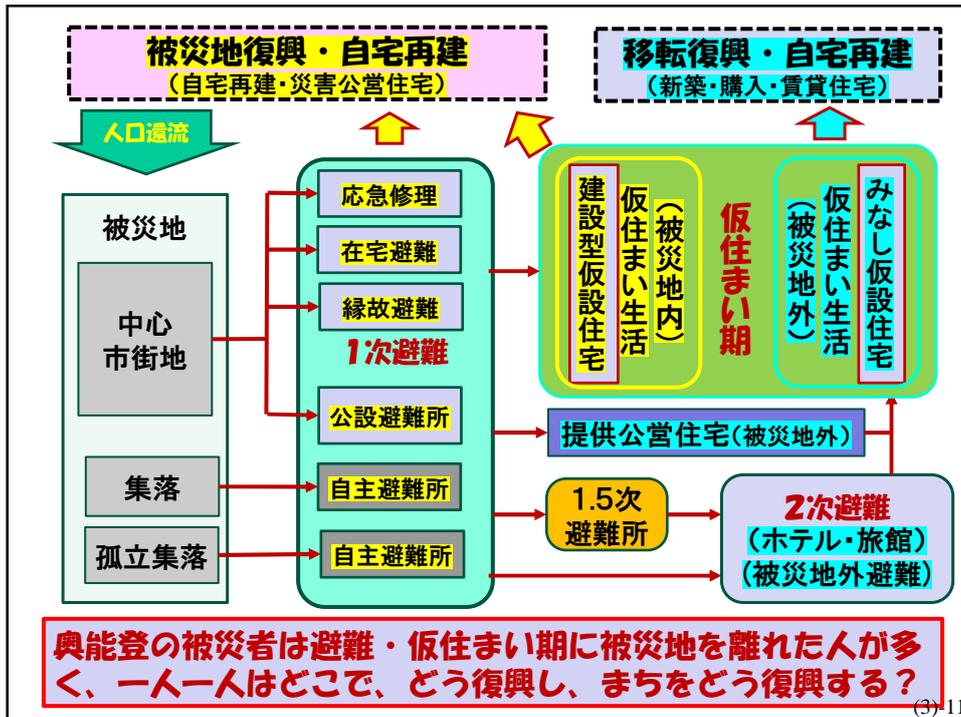
国土地理院



国土地理院

<延焼拡大の背景>

- ①津波避難情報(16:13頃)で住民が避難していて、初期消火困難であった。
- ②液状化で断水、貯水槽濾水
- ③地盤の隆起で河川水が流失
- ④裸木造建物(板外壁)の密集
- ⑤隣棟隙間のプロパンガスボンベ、大型灯油タンクの爆発が火勢を強めた
- ⑥建物の倒壊や傾斜が隣棟間隔を狭め、建物が連坦した
- ⑦被災市街地の道路閉塞(3)-10



能登半島地震の被災者状況 - 石川県の避難状況等 -

日時	孤立集落		1次避難 ¹⁾		2次避難 ²⁾ ・公営住宅			被災登録者 ³⁾		建設仮設 ⁵⁾	
	所	人数	施設	避難者	避難	県内	県外	縁故	在宅	着工	供与
1/4	—	—	371	33,530	—	—	—	?	?	—	—
1/8	24	3,345	391	28,160	—	—	—	?	?	—	—
1/15	15	415	390	16,742	1,680	1,081	2	?	?	247	—
1/23	4	14	300	10,823	3,481	2,978	185	?	?	338	—
1/31	—	—	288	8,579	5,086	4,429	363	4,425	2,867	1,248	18
2/13	—	—	259	6,934	5,414	4,751	476	6,458	4,187	2,227	58
2/28	—	—	222	5,877	4,907	4,297	481	7,231	4,557	3,522	302
3/12	—	—	200	5,083	4,551	3,777	441	7,588	4,797	4,345	447
3/26	—	—	173	4,265	3,570	3,120	347	7,757	4,925	4,956	894
4/9	—	—	142	3,351	2,689	2,448	155	7,735	4,956	5,382	1,808
5/8	4	37 ⁴⁾	118	2,215	1,793	1,747	46	6,317/87,811	5,771	3,557	
6/18	4	37 ⁴⁾	62	1,066	1,328	1,307	21	9,629/106,574	6,439	4,828	
7/18	4	37 ⁴⁾	55	786	916	899	17	9,580/109,746	6,727	5,301	

1)広域避難者を含む 2)1.5次避難者を含む 3)1月19日からの石川県の被災者登録台帳登録者。4月2日集計(縁故:7735人、在宅:4956人)以降未公表。5月8日以降:6市町外居住/6市町内居住 4)長期避難世帯 5)震災から半年後、6月末の「みなし仮設(賃貸型仮設住宅)」で被災地外居住者は3800世帯(約1万人)に。(3)-12

3. 二つの「災害復興」- 人と街 -

①被災地復興・・・復興まちづくり

* 地域の課題を解決すべき被災地を選定し、そこに集中的に費用を投じて進める、被災地の復興

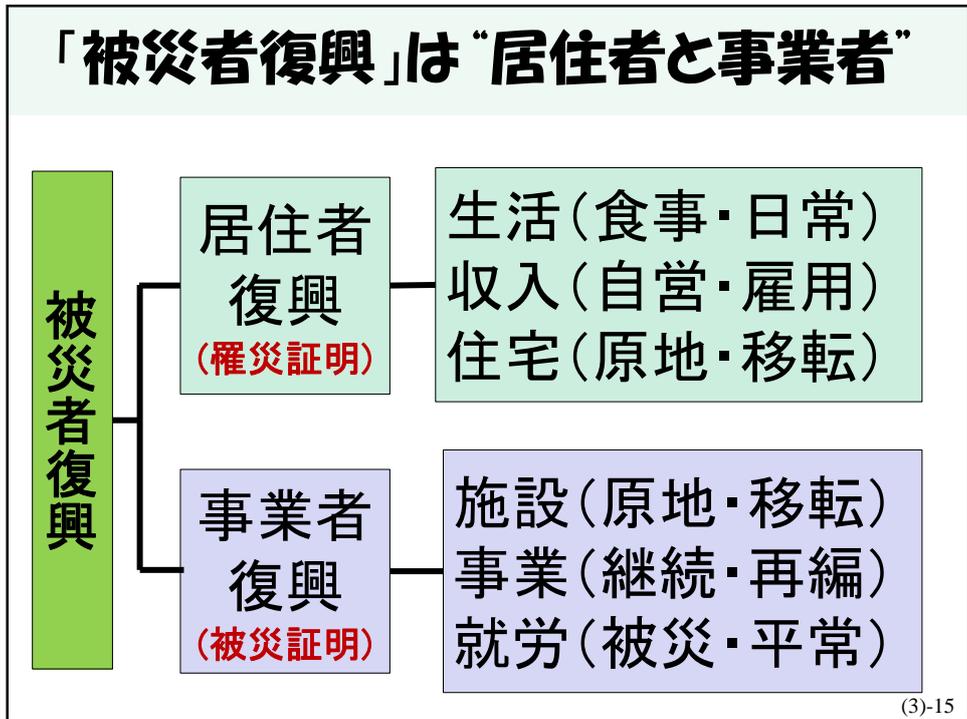
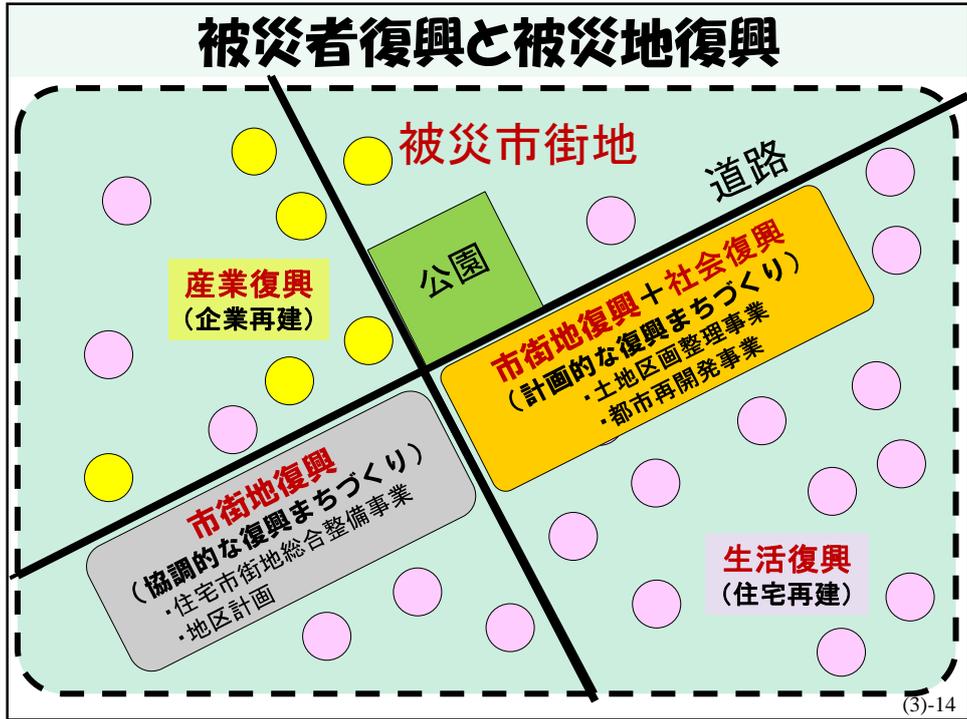
- (1) 市街地 (基盤復興) まち創造
- (2) コミュニティ (社会復興) 近隣再生

②被災者復興・・・復興いえづくり

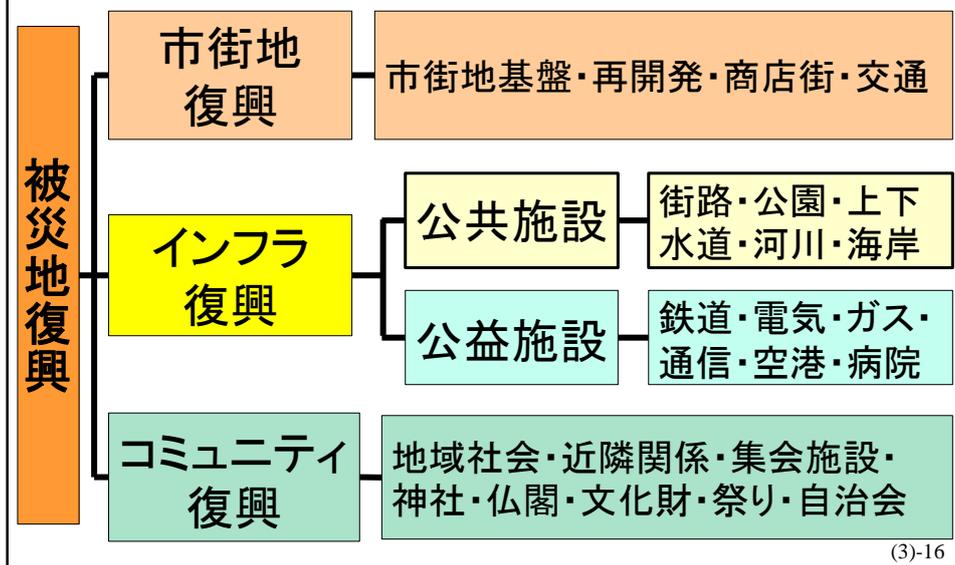
* 全ての被災者(家族)・被災事業所(企業)に公平公正に支援し、被災者個人の復興

- (3) 居住者 (生活復興) 日常創出
- (4) 事業者 (産業復興) 仕事創生

(3)-13



「被災地復興」は地域の“空間と社会”



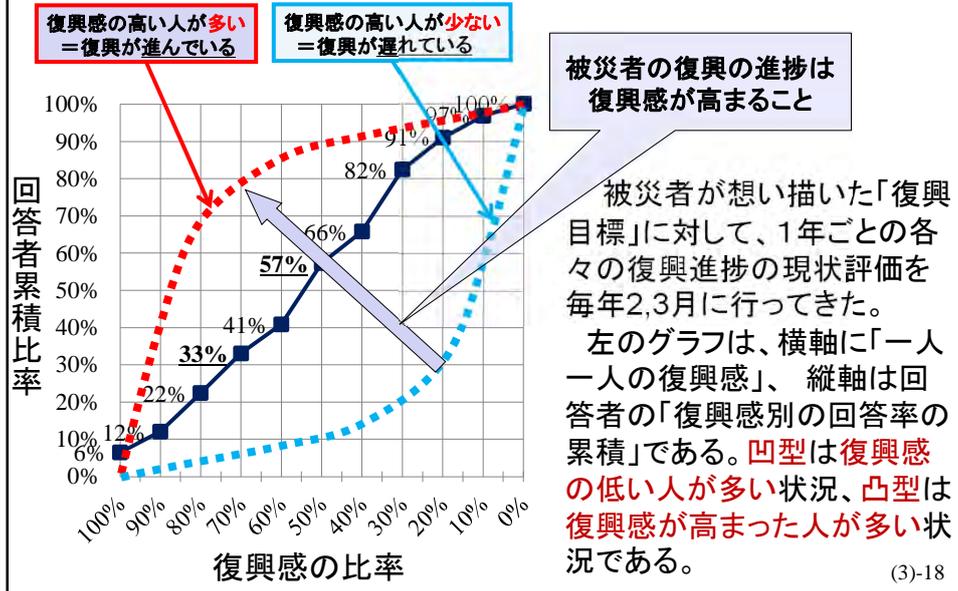
4. 東日本大震災の「被災者復興」と「被災地復興」

～津波被災者の「復興感」・「回復感」調査(中林ら)から～

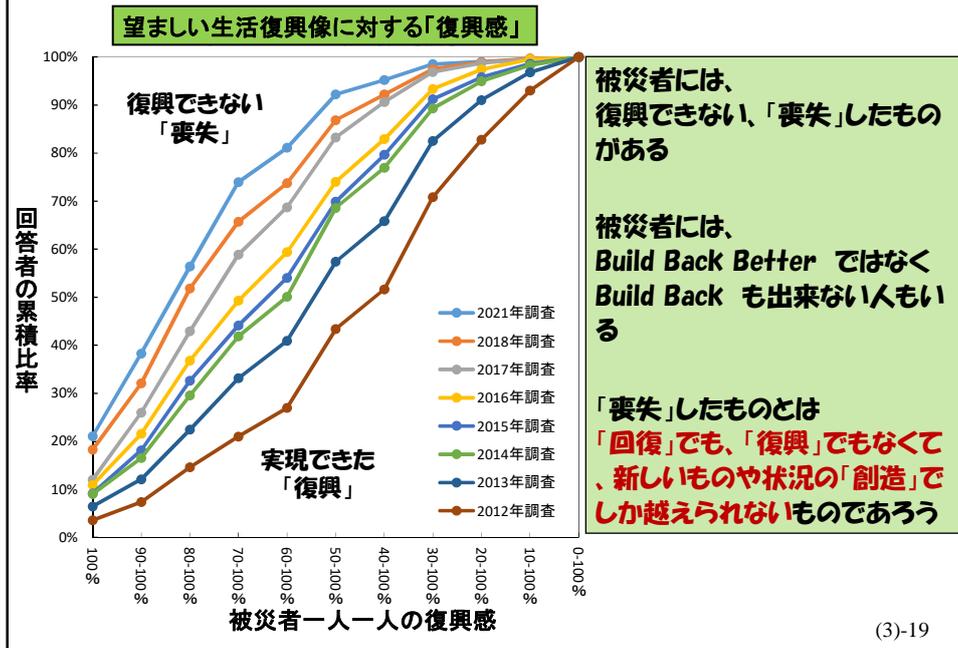
- 「復興」とは何だろうか？
- 公共事業の「復興」は、「復興事業の進捗」で評価されてきた。
- しかし、「被災者にとっての復興とは何か」
「どのように被災者の復興は進むのか」
- 被災前を取り戻す「復旧」に対し、目指す目標を達成するのが「復興」
- でも被災状況も属性も異なる被災者の「復興」には「客観的な目標」はない
- 被災者の「復興目標」とは、被災者の主観的な自己評価なのではないか。
- ①復興感：あなたの生活全般の“望ましい生活”に対して、
現状は何%くらいの復興だと思いますか？
- ②回復感：震災前に比べ、現在の状況は
何%くらいの回復だと思いますか？

(3)-17

東日本大震災における、津波被災者の「復興感」調査から「被災者復興」の進捗と満足度を「見える化」してみた



東日本大震災 津波からの「被災者復興」とは何か



東日本大震災：津波被災者の「復興感」を規定すること

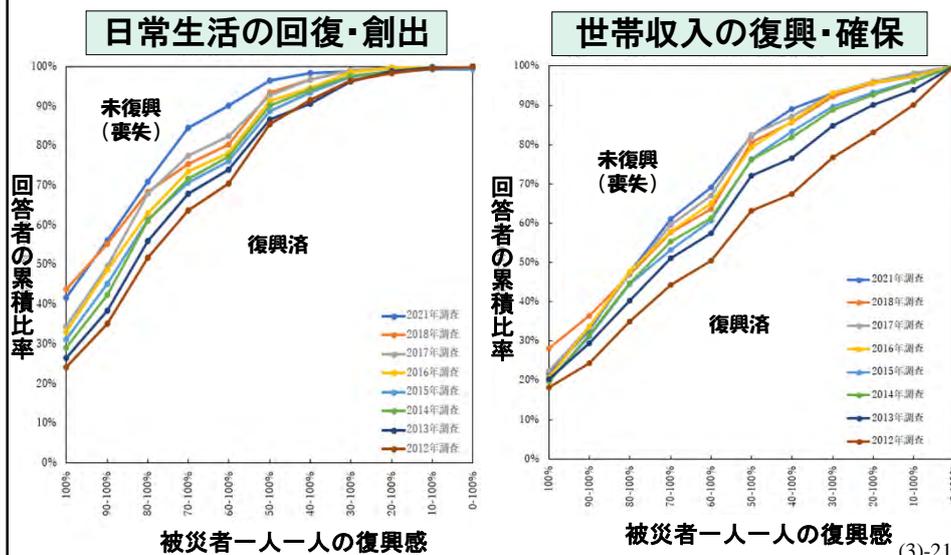
～重回帰分析の標準化係数による「復興感を規定する生活事項の回復感」～

生活項目	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2021
日常(食事)	0.26	0.20	0.16	—	0.24	—	—	—
買物の便	—	—	—	—	—	—	—	—
医療状況	—	—	—	—	—	—	—	—
仕事状況	—	—	—	—	—	—	—	—
家庭収入	0.20	0.20	0.14	0.13	0.25	0.32	0.17	—
近所関係	—	0.13	0.13	—	—	—	—	0.19
子孫生活	—	—	—	0.25	—	—	0.18	—
住宅状況	0.46	0.41	0.45	0.35	0.33	0.44	0.12	0.21
通勤の便	—	—	—	—	—	—	—	—
外出の便	—	—	—	—	—	—	0.24	—
地域復興	—	—	—	0.31	0.27	0.22	0.41	0.41
R ² (調整済)	0.51	0.56	0.59	0.62	0.58	0.54	0.66	0.44
分析票数 ¹⁾	171	180	190	174	176	169	183	422

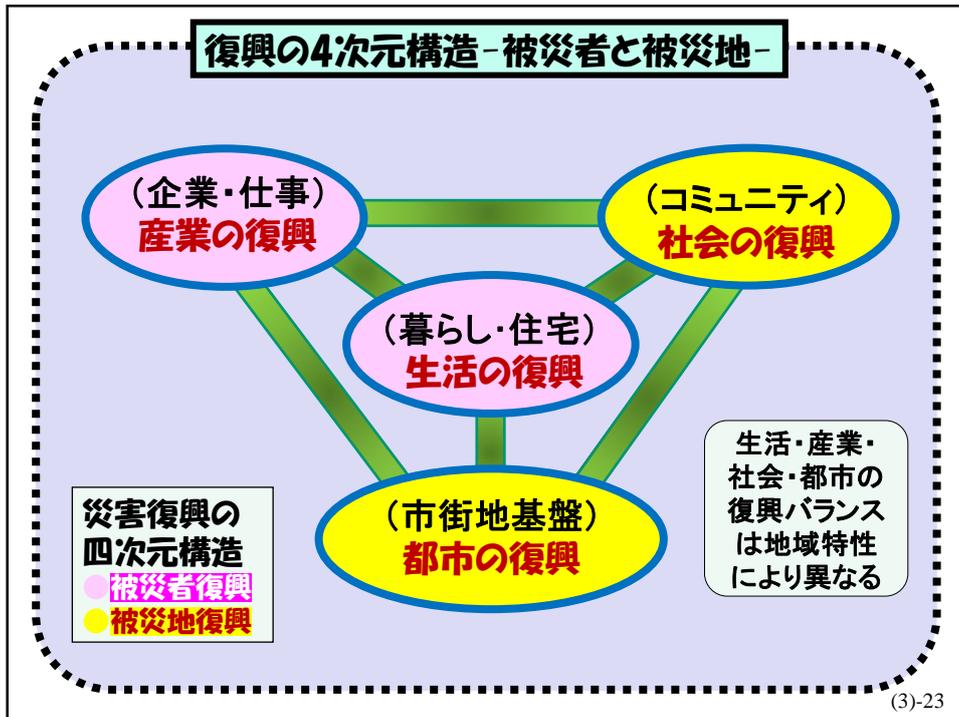
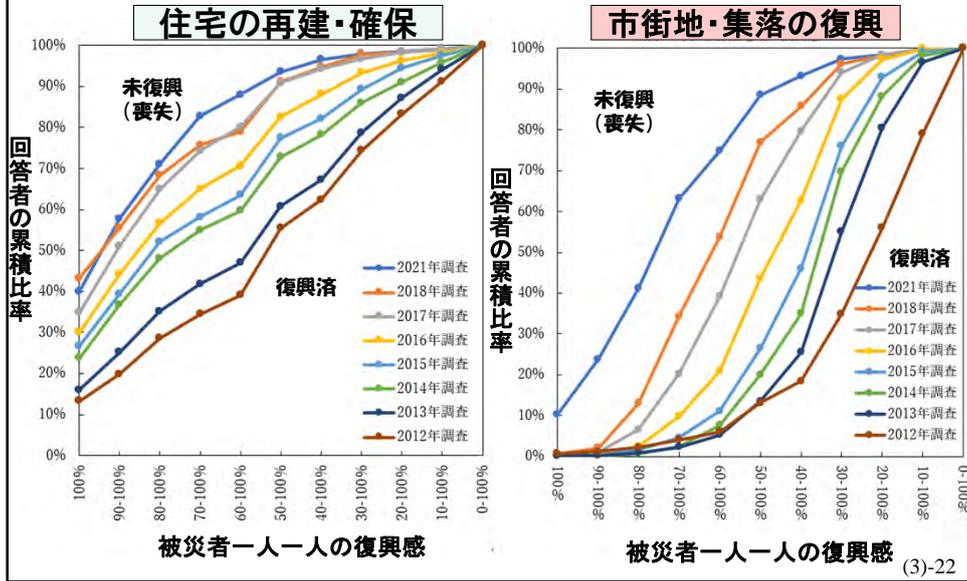
1) 2012～2018年は継続回答数、2021年は有効回答全数。 変数投入：ステップワイズ法

(3)-20

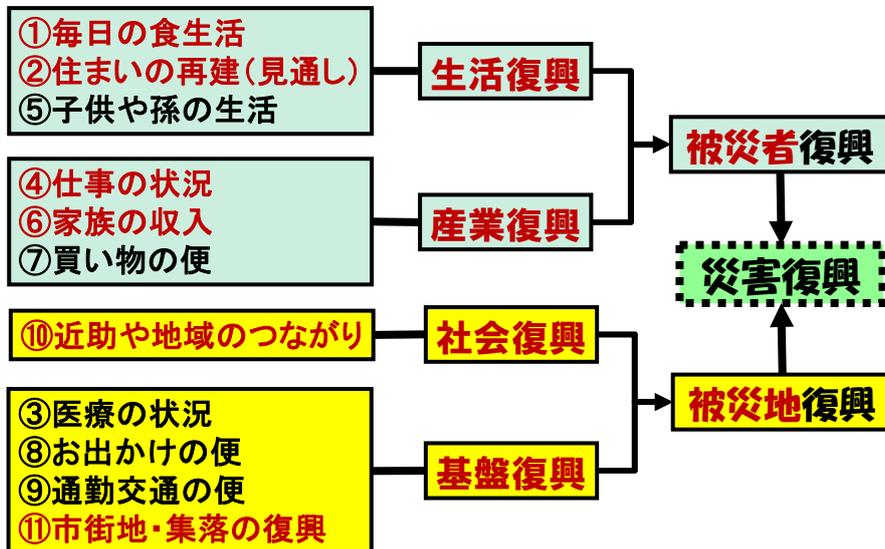
「被災者復興」の進捗を規定する重要な取組みとは



「被災者復興」の進捗を規定する重要な取組みとは



東日本大震災の被災者の「復興感」にみた 「復興の構成 – 二つの復興 –」



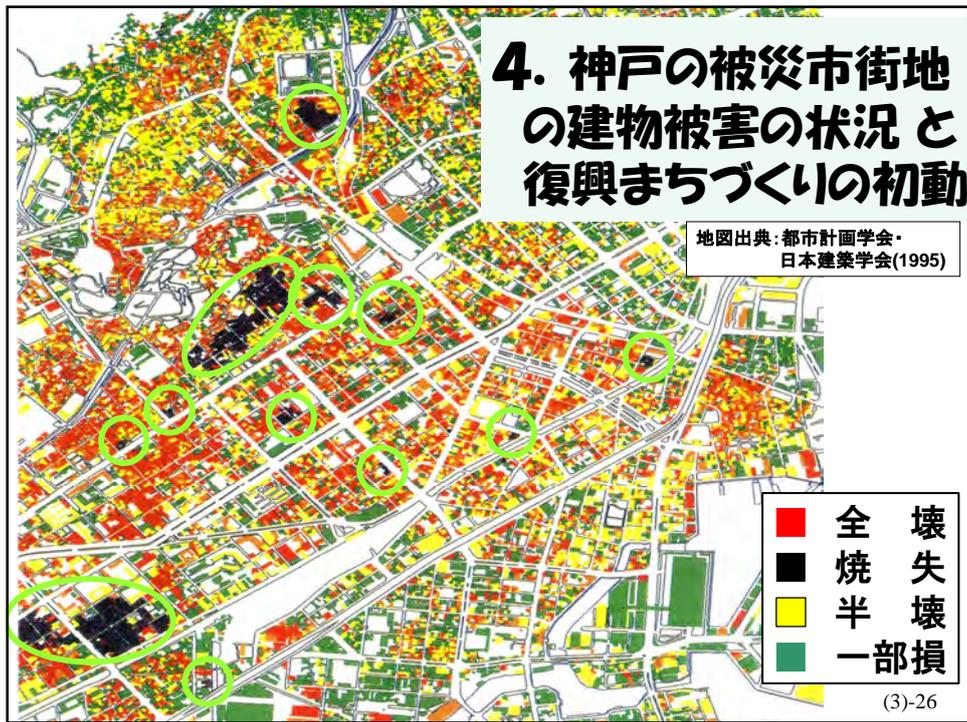
(3)-24

東日本大震災の、津波被災者の「復興感」に学ぶ 「災害復興」とその「復興支援」の基本方向

- 東日本大震災の津波被災者一人一人の「復興状況」を指標化した「復興感」の推移を、福島県新地町、宮城県気仙沼市、岩手県大船渡市での10年間の定点調査
- 被災者一人一人の主観的「復興感」の進捗には、食生活など「**日常生活の迅速な回復**」、生活の糧である「**世帯収入・仕事(事業収入)の迅速な回復**」、その結果「**住宅再建・事業所再建の着実な見通し・実施**」が、その場として「**市街地の着実な復興まちづくり**」と「**コミュニティの再生**」が重要になる。
- 災害復興とは「**日常生活と仕事、コミュニティを迅速に復旧し、住宅や都市は着実に復興する**」こと

→ **ソフト迅速・ハード着実**

(3)-25



「復興まちづくり地区」の設定

被災地域での復興まちづくりをどこで実施するのか
どのように、神戸では決めたのか

被害発生状況
(被害程度)

市街地の課題
(基盤整備状況)

都市ビジョン

復興まちづくり
をせずに被災
者復興を進める

復興まちづくり
を要する地区

(3)-28

被災地復興の区域設定の考え方

復興まちづくり の 被災地区分		被害状況		
		大	中	小
基盤整備状況	劣	改造	修復	個別
	中	修復	修復	個別
	良	個別	個別	個別

(3)-29

被害程度と復興対象地区の区分

被害程度 (全壊焼失率)	復興対象地区の区分
80%以上	重点復興地区(改造復興地区): 建物が壊滅的被害を受け、道路等基盤の改造的整備が必要な地区
50~ 80%未満	復興促進地区(修復復興地区) 過半の建物が被災し、基盤整備等の改善・修復が必要な地区。
50%未満	復興誘導地区(個別復興地区) 市街地復興よりも、被災者の住宅再建を誘導し、被災者の復興を進める地区。

(3)-30

1/31 建築基準法「84条」建築制限区域

震災復興まちづくりニュース(第1号)

神戸市住宅局
都市計画局
平成7年2月5日

震災からの復興に向けて 建築が制限される区域が指定されました

神戸は、1月17日夜明け前の地震によりたいへんな被害を受けました。しかし、市民の皆さんは、再生に向けて歩き出されています。皆さんのこうした動きこそが、神戸の復旧、復興へと実を結んでいくものです。こうした新しい街づくりを市民の

皆さんと共に取り組むために、総合的な市街地、住宅の整備を行ううえで必要な区域については、一定期間、そこで建物を建てることを容認していただき、その間に皆さんと共に、災害に強い街づくり計画を定めていきたいと考えています。



建築が制限される区域の指定

指定された区域はどこですか?

〔森南地区〕〔六甲通駅周辺地区〕〔三宮地区〕〔松本地区〕〔御幸地区〕〔新長田駅周辺地区〕、以上計6地区です。

詳しくは裏ページの図面をご覧ください。

どういった街づくり計画が予定されていますか?

次のような街づくりが予定されています。そのための話し合いをこれから始めさせていただきます。

- 土地区画整理事業が予定されている区域
〔森南地区〕〔六甲通駅周辺地区〕〔松本地区〕〔御幸地区〕〔新長田駅周辺地区〕
- 市街地内開発事業が予定されている区域
〔六甲通駅周辺地区〕〔新長田駅周辺地区〕
- 地区計画が予定されている区域
〔三宮地区〕

建物は全く建てられないのですか?

次のような建物は建てることができます。

- ①2階建てまでの木造、鉄骨造り、コンクリートブロック造りなどの建築物
- ②応急仮設建築物、工事用仮設建築物など

いつまで制限するのですか?

平成7年2月17日まではです。ただし、さらに1か月延長する場合があります。

問い合わせは、まちづくり区域担当へ

電話 242-2131

場所 サンポーホール2階

(中央区浜辺通5丁目・貿易センタービルの北隣)

時間 午前10時～午後6時

(協会の開 土・日曜日・祝日も行います)

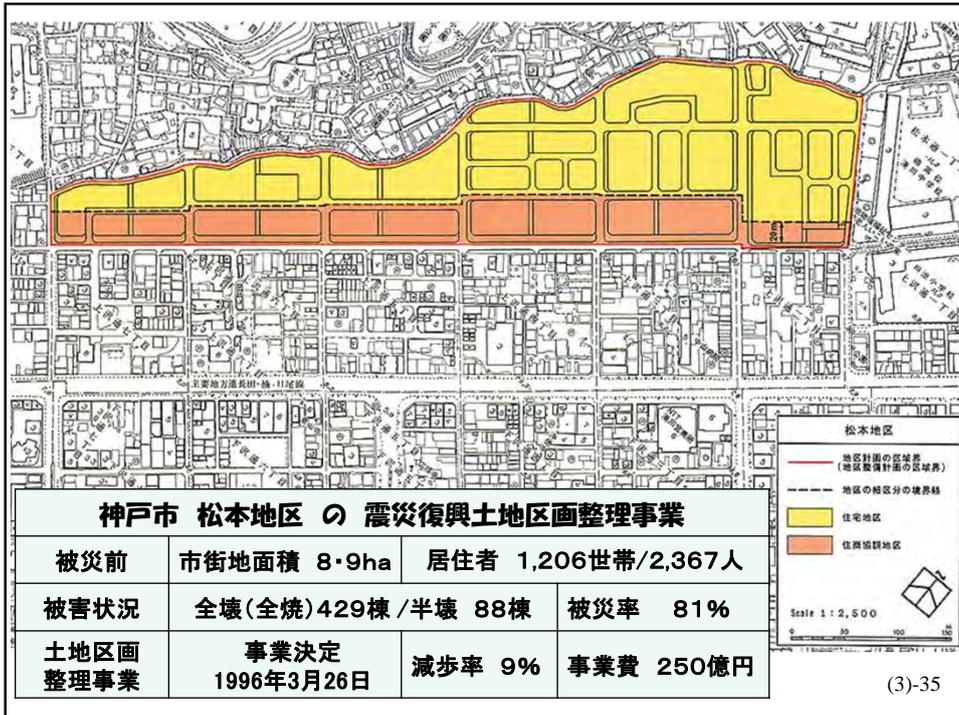
(3)-31



神戸市 まちづくり協議会風景



写真提供:神戸市内田 恒



(3)-35

六甲道地区 復興再開発事業の 2段階決定 (計画決定/事業決定)

東の副都心の防災拠点づくりをめざして
再開発事業の都市計画が決まりました

六甲道副都心防災拠点地区(東)第二種市街地再開発事業が、平成7年3月17日に都市計画法に基づき、早成7年3月17日に都市計画法に基づき決定されました。

これは、施行区域や公共施設の配置など再開発事業の枠組みを決めたもので、再開発ごしなどの具体的な内容は、今後、地元の方々ともご一緒に決めていきたいと思います。

なお、建築基準法関係の取組に代わつて都市計画法に基づき、引き続き同様の取組が出来ます。また、土地の売却をするときは用地が必要となりますのでご注意ください。

お問い合わせは
神戸市都市計画課 六甲道南再開発事務所
Tel. 021-6285 Fax. 058-2288

市街地再開発事業の施行区域

公園 概ね1ha

(3)-36

鷹取地区（復興重点地区）の 土地区画整理事業と修復復興地区計画

鷹取地区

野田北部地区（復興促進地区）
地区計画による修復型復興まちづくり
・4mの拡幅、塀撤去、壁面後退など

鷹取東第一地区

- 地区計画の区域界 (地区復興計画の区域界)
- 地区の細区分の境界線
- 住宅地区
- 混合住宅地区
- 住居施設地区

Scale 1 : 2,500

(3)-37

阪神・淡路大震災の復興初動のカレンダー

阪神・淡路大震災 1995年1月17日 M7.3 全壊 112,000棟 半壊 144,400棟		
経過日数	年月日	復興の関連事項
2日	95.1.18	神戸市長「復興まちづくり候補地の概況調査・検討」指示
3日	95.1.19	被災地復興調査(街区単位の全壊率での概況調査)
7日	95.1.23	神戸市「復興本部体制づくり」で、両本部制
10日	95.1.26	兵庫県「復興本部」設置
2週間	95.1.31	神戸市「建築基準法84条建築制限区域」6地区の公表
3週間	95.2	被災現地に「コンテナ」の“復興相談事務所”設置・個別説明
	95.2	湊川地区の住民から「復興まちづくり事業」の要望
2か月	95.3.16	神戸市:84条区域外含む8地区の復興事業区域の都市計画決定
10週間	95.3.27	神戸市「復興計画ガイドライン」公表
10週間	95.3.30	兵庫県「復興戦略ビジョン」公表
14週間	95.4.28	兵庫県「復興構想(フェニックスプラン)」公表
6か月	95.6	神戸市「復興計画」公表
	95.8.4	兵庫県「復興計画」公表
11か月	95.11	神戸市:野田北部地区の都市計画の事業決定(最初の事業決定)

(3)-38

阪神大震災の復旧・復興へのプロセス

復興に必要な時間		復興プロセス	
復興Step	時間長	復興過程	対応活動
10 ¹ h(+)	1~4日間	失見当期	緊急対応
10 ² h(百)	1~4週間	避難生活期	避難対応
10 ³ h(千)	1~6月間	仮住まい期	応急復旧
10 ⁴ h(万)	1~6年間	復興期	復旧復興
10 ⁵ h(十万)	6~10年	発展期	創造復興

(3)-39

能登半島地震の復興初動のカレンダー		
能登半島地震 2024年1月1日 M7.6 全壊 6,227棟 半壊 20,589棟		
経過日数	年月日	復興の関連事項
3週間	24. 1. 19	政府:大規模災害復興法の「非常災害」の指定。国の工事代行。
1ヵ月	24. 2. 1	政府:第1回「能登半島地震 復旧・復興本部」会議開催
		石川県:第1回「能登半島地震復旧・復興本部」会議開催
7週間	24. 2. 16	政府:第2回「能登半島地震 復旧・復興本部」会議開催
2ヵ月	24. 3. 1	政府:第3回「能登半島地震 復旧・復興本部」会議開催
		輪島市:第1回「震災復興対策本部会議」開催
8週間	24. 3. 7	石川県:第1回(復興)「アドバイザーボード会議」開催
10週間	24. 3. 22	政府:第4回「能登半島地震 復旧・復興本部」会議開催
3ヵ月	24. 3. 28	石川県:第2回「能登半島地震 復旧・復興本部」会議開催
13週間	24. 4. 6~	石川県:「のと未来トーク」の開催(全7回:全461名参加)
13週間	24. 4. 10	石川県:第2回(復興)「アドバイザーボード会議」開催
18週間	24. 5. 20	石川県:第3回「能登半島地震 復旧・復興本部」会議開催
		石川県「石川県創造的復興プラン(仮称)」公開
6ヵ月	24. 6. 10	七尾市「七尾市戦略的復興ビジョン(仮称)案」市長記者会見
24週間	24. 6. 19	珠洲市:第1回「復興計画策定委員会ー復興方針・計画骨子案」

(3)-40

5. 葛飾区「都市計画マスタープラン2023」にある “復興まちづくり方針”と区民参加の復興訓練

令和2年度には、震災復興まちづくり模擬訓練の成果を踏まえ、都市と住宅の分野について、震災復興の基本的プロセスや、住民が自主的に復興に取り組むための仕組み等を紹介する「都市と住まいの復興～地域協働復興編～」を作成、公表しました。



葛飾区震災復興マニュアル 都市と住まいの復興 ～地域協働復興編～

(3)-41

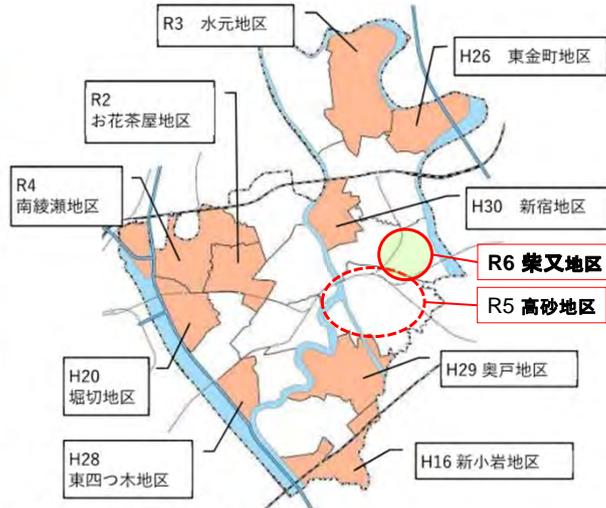
2004年以来、葛飾区で継続している 「復興まちづくり訓練」



学識経験者を招いた座学

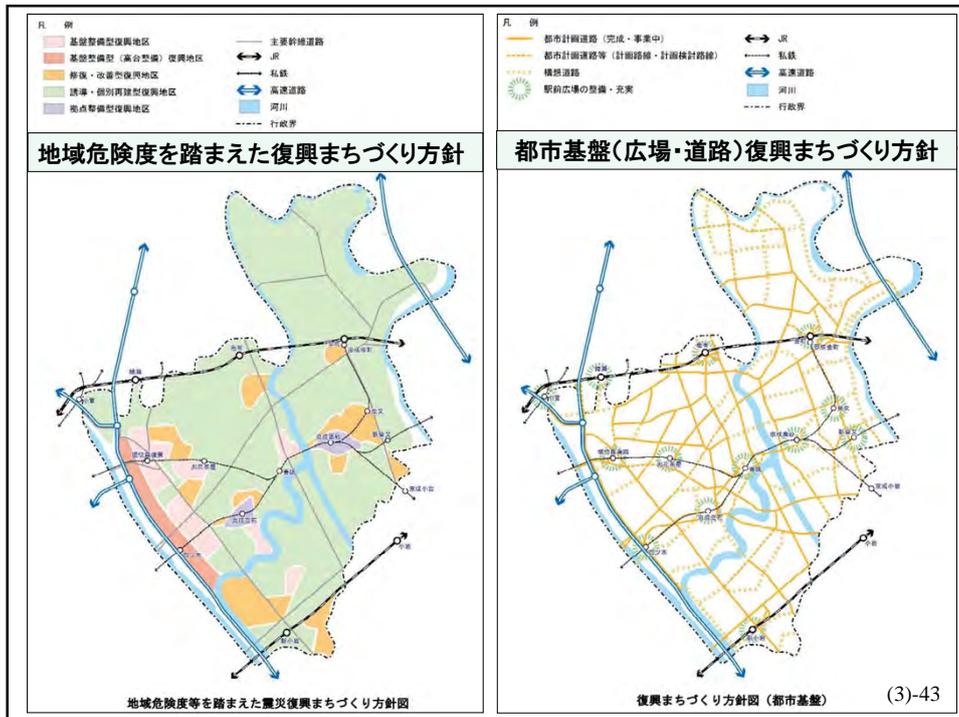


まち歩きによる課題・魅力の確認

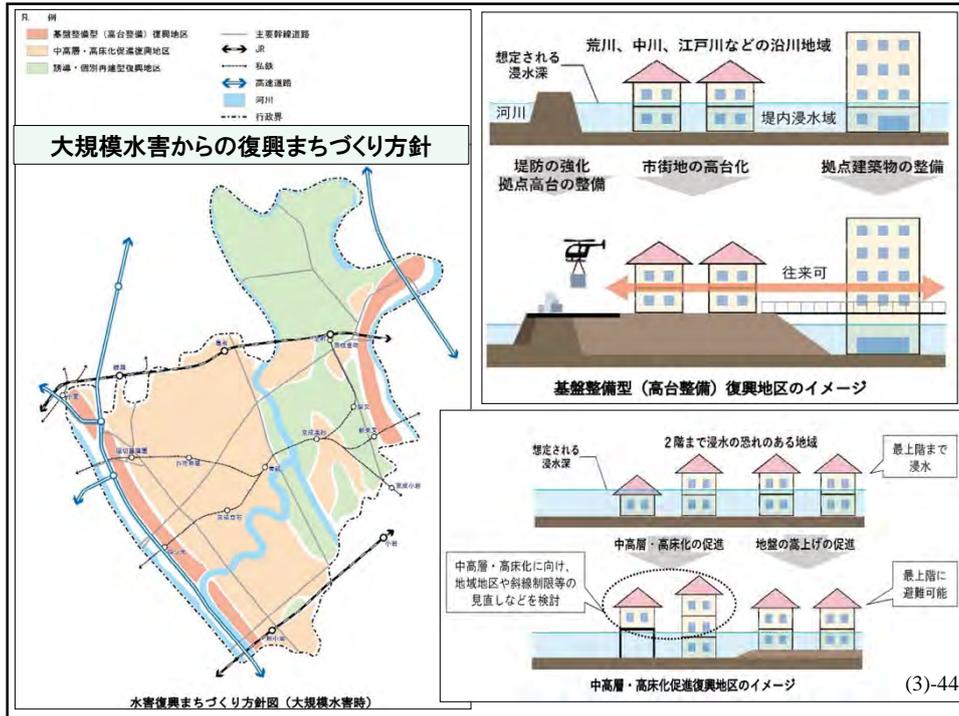


震災復興まちづくり模擬訓練の実施状況

(3)-42



(3)-43



仮住まい確保と復興まちづくり：時限的市街地

大規模災害では、復興期間が長期化することから、仮住まいの確保が必要となります。



仮住まい確保のイメージ

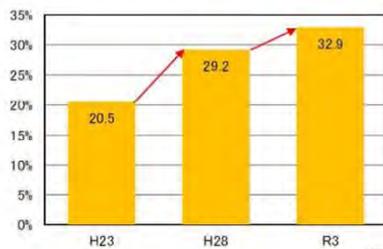
大きな被害を受け、復興まちづくりを行う地区では、お住まいの地域やその近辺にとどまって、地元での話し合いを続けながら、わが街の復興計画を策定し、復興を進めていくことが大切です。

このため、残存する建築物等を利用しつつ、仮設住宅や仮設店舗などを配置し、従前からの地域のコミュニティを維持しながら復興に取り組む仮の街として、時限的市街地の形成を検討します。

(3)-46

準備する「事前復興(復興ビジョン・マニュアル)」から実践する「事前復興(地籍調査・防災まちづくり)」へ

一筆ごとの土地の所有者、地番、地目を調査し、境界の位置と面積を測量する地籍調査は、官民境界等先行調査を着実に推進しており、「東京都の国土調査(資料編)」によると、葛飾区の調査実施率(32.9%)は、令和3(2021)年度末時点で、東京都(24.4%)及び23区の平均(15.2%)を上回っています。



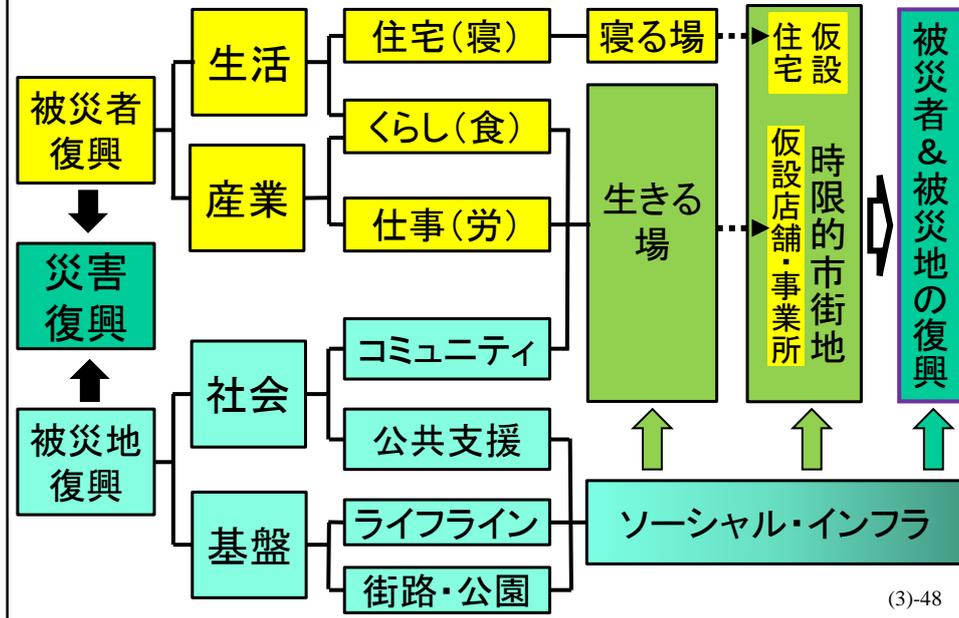
(出典：東京都の国土調査(資料編)をもとに作成)



(出典：地籍調査Webサイト(国土交通省)より加工して作成)
(令和4年6月時点) (3)-47

地籍調査の実施状況

災害復興における時限的市街地の意義



「時限的市街地」の二つの効用

<災害救助法の限界>

- 建設型仮設住宅も、賃貸型仮設住宅も、「寝る場」の提供のみ
- 「仮住まい」のみの提供であり、“店舗等併用事業者”には、“仮設住宅”と“仮設店舗”の職住分離を強要。
- 被災地のコミュニティを破壊し、復興まちづくりの合意を困難に。

<時限的市街地の効用>

- ①住宅とともに店舗等を配置し「寝る場」のみでなく、「生活と仕事の間」を提供する『都市機能確保型時限市街地』
- ②被災地のコミュニティ機能を継続し、復興まちづくりの合意形成者を地域にとどめて、被災地復興を推進する、地域の土地建物の関係権利者の入居を優先する『コミュニティ継続型時限市街地』

(3)-49

時限的市街地実現の課題

- 被災直後の状況で、借地、買収を円滑に行えること
- 対象地区の規模はニーズに応じて柔軟に変更できること
- 買収する場合の補助制度の存在
- 段階的に仮設から恒久的な利用（公的な建築物と民間の建築物）に移行することが必要

(3)-50

「超高齢社会」と「人口減少土地余り社会」
 に災害につよい街づくりを進めるには、
二つの「そうどう力」で考えてみよう！
それは、「想像力」と「創造力」

「想像による“事前復興”が
強靱な葛飾・柴又を創造する」

「課題解決型防災まちづくり」から「目標達成型復興まちづくり」へ思考展開を！

ご静聴ありがとうございました。
中林一樹

(3)-51

(4)今後の予定

■震災復興まちづくり訓練とは

大地震で被災すると、住民も行政も目の前の応急対応におわれます。しかし、一方で早い時期から地域と行政が力を合わせて復興への取り組みを始めていくことが重要です。

このことから、自分たちのまちで地震被害が発生した場合、その後の復興をどのように進めていくか、震災前から準備しておく「事前復興」が重要とされています。

このために復興過程を疑似体験して、震災復興の手順や方針を話し合うなどして備えておくのが「震災復興まちづくり訓練」です。



ゆれによる被害の様子
(熊本県益城町)



液状化の様子(千葉県浦安市)
出典：一般財団法人消防防災科学センター



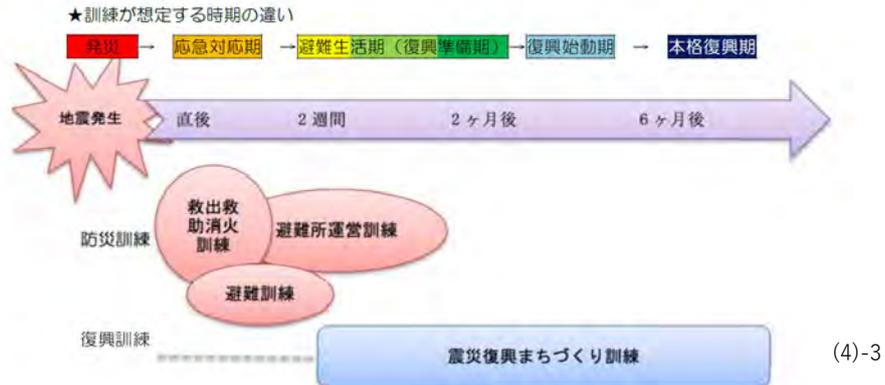
延焼火災の様子(神戸市長田区・須磨区)
出典：一般財団法人消防防災科学センター

(4)-2

■防災訓練と震災復興まちづくり訓練

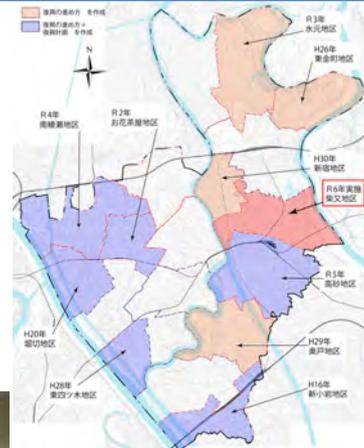
「防災訓練」では、災害直後から避難所生活までに必要な技術を習得してきました。

一方、「震災復興まちづくり訓練」は、避難所など応急対策が一段落した時期以降に生じる様々な課題をイメージし、それを解決する力を養うことを目的に行います。



■これまでの震災復興まちづくり訓練の取組

- 葛飾区では、震災を想定した復興まちづくり訓練を、区内19の自治町会連合会のうち10地区で実施してきました。
- 震災からどのように復興していくか、地域の皆さんと区、学識経験者などが話し合い、それぞれの地域における震災復興の進め方を取りまとめています。



グループワークの様子



まち歩き結果の報告



復興の進め方案の結果発表

(4)-4

■柴又地区震災復興まちづくり訓練の進め方

〈対象〉
柴又地区(5自治町会)

〈会場〉
柴又地区センター
大会議室

〈形式〉
約20名を3班に分け、
各班で意見交換しながら進めていきます。



アドバイザー

訓練各回と訓練全体の
アドバイス・解説をいただきます

なかばやし かつき
中林 一樹 氏
東京都立大学 名誉教授/工学博士
葛飾区都市計画審議会会長 他

回	予定日 (いずれも土曜日)	主な内容
ガイダンス	8/10	事前復興まちづくりについて学ぶ
第1回	10/5	復興の手がかりを探そう
第2回	12/14	被災後の住まいの確保、復興方針を考えよう

※今後、新型コロナウイルス感染拡大により開催が困難と判断される場合には、
訓練の中止または内容等を変更する場合があります。

(4)-5

第1回：10月5日（土） 14:00～16:30

「復興の手がかりを探そう」

- 葛飾区の被害想定と地域協働復興の流れ、体制等について学びます。
- 被害が予想される箇所や復興資源について、事前に区が点検した結果をもとに、柴又地区の復興で重要となる課題や資源を話し合います。

■プログラム

1. 葛飾区の被害想定と
地域協働復興を知る
2. 柴又地区の特性と訓練用被害想定
3. 復興の手がかりを探す
4. 発表と解説



復興で重要となる課題や資源等を話し合う様子
(水元地区)

(4)-6

第2回：12月14日（土） 14:00～16:30

「被災後の住まいの確保、 復興方針を話し合おう」

- 柴又地区の訓練用被害想定を踏まえ、被災者になりきって、生活再建や仮住まいの確保、復興方針について、話し合います。
- 訓練のまとめとして「柴又地区震災復興の進め方」を検討します。

■プログラム

1. 災害危険と復興の手がかりを探そう
2. 被災後の『住まい』の復興を考える
3. 被災後の『都市』の復興を考える
4. 「震災復興の進め方」をまとめよう
5. 発表と解説



まちの様子について地図の上に整理
(水元地区)

(4)-7

(5) 解説

東京都立大学 中林 一樹 名誉教授

《次回の予定》



日時: 10月5日(土)14:00~16:30

場所: 柴又地区センター 大会議室

内容: 復興の手がかりを探そう

アンケートは、

受付の回収BOXに提出をお願いします！



ガイドンス、
お疲れ様でした！

